

富山県告示第30号

救急病院及び救急診療所の認定について

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院又は救急診療所として、次のとおり認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

令和2年1月31日

富山県知事 石 井 隆 一

名称	所在地	開設者	認定有効期間
富山県厚生農業協同組合連合会 高岡病院	高岡市永楽町5番10号	富山県厚生農業協同組合連合会	自 令和2年2月1日 至 令和5年1月31日
医療法人光ヶ丘 病院	高岡市西藤平蔵 313番地	医療法人社団紫蘭会	自 令和2年2月1日 至 令和5年1月31日

富山県告示第31号

指定自立支援医療機関の名称の変更について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の名称を変更する旨の届出があったので、同法第69条第2号の規定により公示する。

令和2年1月31日

富山県知事 石 井 隆 一

指定自立支援医療機関			担当すべき自立支援医療の種類	病院又は診療所において担当すべき医療の種類	変更年月日
名称		所在地			
変更前	変更後				
氷見調剤薬局	アイン薬局 氷見市民病院前店	氷見市鞍川 1120番地1	育成医療・更生医療	調剤	令和2年1月1日

富山県告示第32号

道路の区域変更について

次のとおり道路の区域を変更するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により公示する。

なお、関係図面は、富山県土木部道路課及び次の縦覧場所において1月31日から1箇月間一般の縦覧に供する。

令和2年1月31日

富山県知事 石井 隆 一

道路の種類 及び路線名	区 間	変 更 前後別	記号	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル	縦覧場所
県道 石田前沢線	黒部市牧野 921番2から 黒部市前沢字阿原2431番 2まで	変更前		最大 12.1 最小 6.1	234.0	入善土木 事務所
		変更後		最大 25.5 最小 6.8	234.0	
主要地方道 押水福岡線	高岡市福岡町澤川字北島 1045番2から 高岡市福岡町澤川字北島 1039番2まで	変更前		最大 13.6 最小 8.5	33.9	高岡土木 センター
	高岡市福岡町澤川字北島 1045番2から 高岡市福岡町澤川字北島 1039番3まで	変更後		最大 15.6 最小 11.3	33.9	

富山県告示第33号

道路の供用開始について

次のとおり道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により公示する。

なお、関係図面は、富山県土木部道路課及び次の縦覧場所において1月31日から1箇月間一般の縦覧に供する。

令和2年1月31日

の額

農地を利用する権利の始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額
令和2年3月31日	10年	4,070円

5 意見書の提出

申請に係る農地の所有者は、知事に意見書を提出することができる。

(1) 提出期限

令和2年2月14日

(2) 提出先

〒930-0004 富山市桜橋通り5番13号 富山興銀ビル10階
富山県農林水産部農業経営課
(電話 076-444-3269)

(3) 記載事項

- ア 意見書を提出する者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）
- イ 意見書を提出する者の有する権利の種類及び内容
- ウ 意見書を提出する者の当該農地の利用の状況及び利用計画
- エ 意見書を提出する者が当該農地を現に耕作の目的に供していない理由
- オ 意見の趣旨及びその理由
- カ その他参考となるべき事項

6 農地中間管理機構からの依頼により以下事項について、公告する。

当該農用地については、都道府県が農業者の費用負担や同意を求めずに行う基盤整備事業である機構関連事業（土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の土地改良事業をいう。）が行われることがある。機構関連事業の内容、留意事項については以下のとおり。

機構関連事業の対象となる農用地等は、農地中間管理機構の借受期間が機構関連事業の計画の決定（公告）時から15年以上あるものである。

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出について

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

令和2年1月31日

富山県知事 石 井 隆 一

1 店舗の名称及び所在地

ジョーシン立山店 中新川郡立山町利田630 ほか6筆

2 店舗を設置する者 上新電機株式会社

3 変更事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
(変更前) 三共ジョーシン株式会社 富山市問屋町一丁目9番24号 代表取締役 山中 庸隆
(変更後) 上新電機株式会社 大阪府大阪市浪速区日本橋西一丁目6番5号 代表取締役 金谷 隆平

4 変更の日 平成29年2月1日

5 変更の理由 三共ジョーシン株式会社を北信越ジョーシン株式会社に、北信越ジョーシン株式会社を上新電機株式会社に吸収合併したため

6 届出の日 令和2年1月22日

7 縦覧場所 富山県商工労働部商業まちづくり課

8 縦覧期間 令和2年1月31日から令和2年6月1日まで

9 その他

当該店舗の周辺地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、法第8条第2項の規定に基づき、以下の事項を記載した意見書を、縦覧期間満了の日までに富山県商工労働部商業まちづくり課に提出することができる。

- (1) 氏名及び住所（法人等にあつては、所在地、名称及び代表者氏名）
(2) (1)の事項の公表の可否

- (3) 当該店舗の名称及び所在地
- (4) 意見及びその理由

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出について

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

令和2年1月31日

富山県知事 石 井 隆 一

1 店舗の名称及び所在地

ジョーシン富山南店 富山市大町字種田割146番地 ほか13筆

2 店舗を設置する者 上新電機株式会社

3 変更事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び代表者の氏名

(変更前) 北信越ジョーシン株式会社 代表取締役 山本 英寿

(変更後) 上新電機株式会社 代表取締役 金谷 隆平

4 変更の日 平成29年2月1日

5 変更の理由 北信越ジョーシン株式会社を上新電機株式会社に吸収合併したため

6 届出の日 令和2年1月22日

7 縦覧場所 富山県商工労働部商業まちづくり課

8 縦覧期間 令和2年1月31日から令和2年6月1日まで

9 その他

当該店舗の周辺地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、法第8条第2項の規定に基づき、以下の事項を記載した意見書を、縦覧期間満了の日までに富山県商工労働部商業まちづくり課に提出することができる。

- (1) 氏名及び住所（法人等にあつては、所在地、名称及び代表者氏名）
- (2) (1)の事項の公表の可否
- (3) 当該店舗の名称及び所在地
- (4) 意見及びその理由

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出について

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

令和2年1月31日

富山県知事 石 井 隆 一

1 店舗の名称及び所在地

ジョーシン砺波店 砺波市太郎丸2丁目5番 ほか7筆

2 店舗を設置する者 上新電機株式会社

3 変更事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(変更前) 三共ジョーシン株式会社 富山市問屋町一丁目9番24号

代表取締役 古城 貞夫

(変更後) 上新電機株式会社 大阪府大阪市浪速区日本橋西一丁目6番5号

代表取締役 金谷 隆平

4 変更の日 平成29年2月1日

5 変更の理由 三共ジョーシン株式会社を北信越ジョーシン株式会社に、北信越ジョーシン株式会社を上新電機株式会社に吸収合併したため

6 届出の日 令和2年1月22日

7 縦覧場所 富山県商工労働部商業まちづくり課

8 縦覧期間 令和2年1月31日から令和2年6月1日まで

9 その他

当該店舗の周辺地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、法第8条第2項の規定に基づき、以下の事項を記載した意見書を、縦覧期間満了の日までに富山県商工労働部商業まちづくり課に提出することができる。

- (1) 氏名及び住所（法人等にあつては、所在地、名称及び代表者氏名）
- (2) (1)の事項の公表の可否
- (3) 当該店舗の名称及び所在地
- (4) 意見及びその理由

